

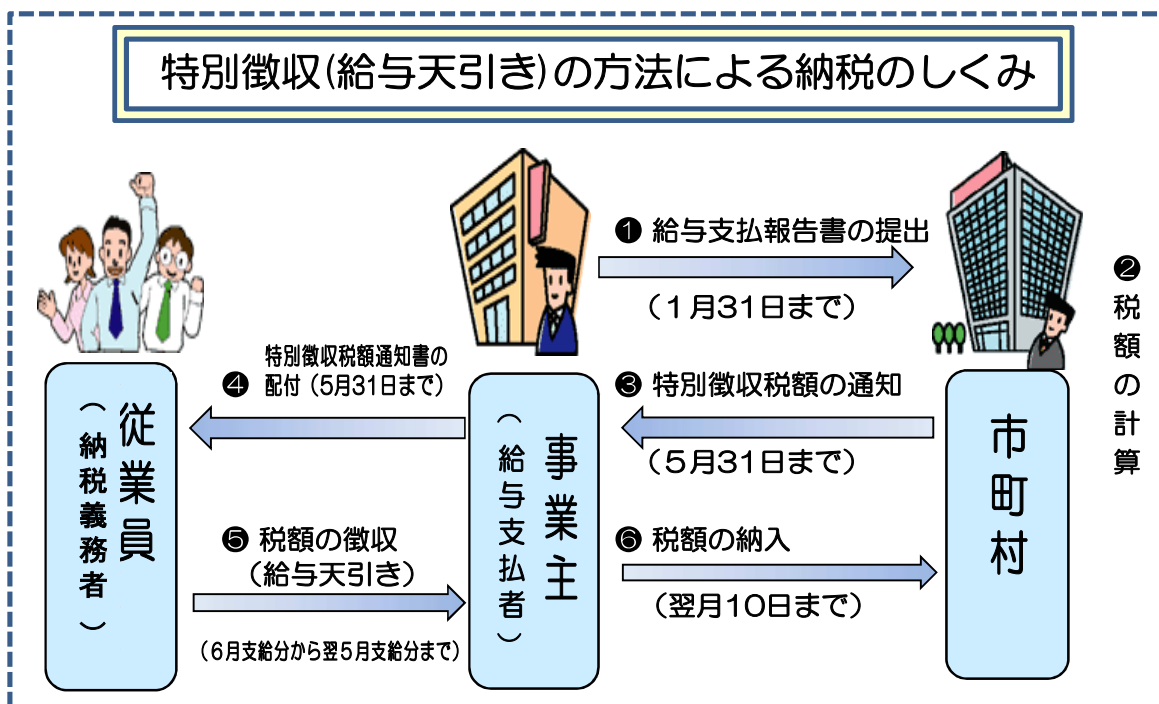
個人住民税の特別徴収制度

◎個人住民税の特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

◎特別徴収による納入方法

- 毎年5月に特別徴収義務者宛てに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。



現在、特別徴収を行っていない事業主の方は、次の手順をとっておく必要があります。

●毎年、1月末までに市町村に提出している「給与支払報告書(総括表)」に、「**特別徴収に変更**」と**朱記**して住民税担当課に提出してください。

これにより、市(町村)・県民税特別徴収額の決定通知書が送られてきますので、翌年度6月から特別徴収を開始することができます。

詳しくは、従業員の方の住所地市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

詳しくは、各市町村の住民税担当課(次ページ)へお問い合わせください。

こちらも御覧ください。鹿児島県ホームページ

「<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html>」

個人住民税の特別徴収に関するQ&A



Q 今まで普通徴収でよかったはずなのに、なぜ、これから特別徴収しないといけないのですか？ 何か制度が変わったのですか？

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

法令改正等があったわけではなく、今までも、この要件に該当する事業所については、特別徴収をしていただく必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。



Q 特別徴収に切り替えることで、メリットは何かあるのですか？

A 次のように、いくつかのメリットがあります。

- ① 個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、事業主は所得税のように税額計算をしたり、年末調整をする手間はかかりません。
- ② 事業主が市町村へ納入するので、従業員が金融機関や市町村窓口へわざわざ出向いて納付する必要がありません。
- ③ 従業員の方々が、年税額を4回に分けて支払う「普通徴収」に対し、特別徴収は年12回払いとなるため、1回当たりの納税額が少なくて済みます。



Q 特別徴収するためにはどうすればよいのですか？

A 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数を御記入のうえ、各市町村に提出してください。5月31日までに各市町村から特別徴収税額を通知します。

※ 市町村によって様式が異なっている場合がありますので、御不明な点がございましたら、各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

©鹿児島県ぐりぶー

この取組に関するお問い合わせ先

鹿児島県総務部 税務課 (099-286-2196)、市町村課 (099-286-2234)

鹿児島地域振興局 課税課	099-805-7221	大隅地域振興局 課税課	0994-52-2097
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1317	熊毛支庁 県税課	0997-22-0006
北薩地域振興局 県税課	0996-25-5205	大島支庁 県税課	0997-57-7229
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126		

具体的な手続に関するお問い合わせ先（各個人住民税担当課）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鹿児島市	市民税課	099-216-1173	奄美市	税務課	0997-52-1111	南種子町	税務課	0997-26-1111
鹿屋市	税務課	0994-31-1112	南九州市	税務課	0993-36-1111	屋久島町	住民税課	0997-43-5900
枕崎市	税務課	0993-72-1111	伊佐市	税務課	0995-23-1311	大和村	住民税務課	0997-57-2111
阿久根市	税務課	0996-73-1203	始良市	税務課	0995-66-3111	宇検村	住民税務課	0997-67-2211
出水市	税務課	0996-63-4031	三島村	総務課	099-222-3141	瀬戸内町	税務課	0997-72-1116
指宿市	税務課	0993-22-2111	十島村	総務課	099-222-2101	龍郷町	住民税務課	0997-62-3111
西之表市	税務課	0997-22-1111	さつま町	税務課	0996-53-1111	喜界町	住民税務課	0997-65-3686
垂水市	税務課	0994-32-1111	長島町	税務課	0996-86-1172	徳之島町	税務課	0997-82-1111
薩摩川内市	税務課	0996-23-5111	湧水町	住民税務課	0995-74-3111	天城町	くらしと税務課	0997-85-5268
日置市	税務課	099-248-9412	大崎町	税務課	099-476-1111	伊仙町	くらし支援課	0997-86-3111
曾於市	税務課	0986-76-8804	東串良町	税務課	0994-63-3109	和泊町	税務課	0997-84-3514
霧島市	税務課	0995-64-0884	錦江町	住民税務課	0994-22-3037	知名町	税務課	0997-84-3154
いちき串木野市	税務課	0996-33-5616	南大隅町	税務課	0994-24-3116	与論町	税務課	0997-97-3111
南さつま市	税務課	0993-53-2111	肝付町	税務課	0994-65-8414			
志布志市	税務課	099-474-1111	中種子町	税務課	0997-27-1111			

鹿児島県個人住民税特別徴収
適正実施連絡会議